問合せ■こども相談センター　☎72･3195

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもを傷つける4つの行為

児童虐待とはどんな行為を指すのでしょうか？　主に次の4つの行為に分類されています。

◎**身体的虐待**…殴る、蹴る、叩く、首を絞める、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

◎**心理的虐待**…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

◎**性的虐待**…子どもへの性的行為、性器を見せる・触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

◎**ネグレクト**…家に閉じ込める、食事を与えない、入浴させない、不衛生な環境で養育する、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かないなど

児童虐待は早期発見と早期対応が極めて重要に！

児童虐待は、子どもの人権を侵害するだけでなく、時には子どもの生命を奪うなど、子どもの生命の危険や心身の発達、人格形成に大きな影響を与える場合が少なくありません。

児童虐待は社会全体で解決すべき課題です。そして、早期発見と早期対応が極めて重要です。子どもに直接関わる機関はもちろんのこと、地域においても児童虐待かなと思ったら、迷わず連絡をしてください。連絡をいただいた方の情報や秘密は守られますし、匿名でも構いません。あなたの通報で大切な子どもの生命が守られます。地域の見守りで児童虐待を防ぎましょう！

児童虐待防止運動のマスコット「めみちゃん」

石狩市の取り組み

市では「石狩市こども見守りネットワーク協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置しています。これは保育所や幼稚園、学校、医療機関、警察、福祉関係施設および事業所、児童相談所、市担当部局などの機関が連携した組織であり、保護を必要とする児童などへの支援を行っています。

ほかにも、ご自身の出産やお子さん（0～18歳）のことで悩んでいる方への相談にも応じます。困っているときは、一人で抱え込まず、「こども相談センター」へお気軽にご相談ください。

近隣などで
児童虐待を
見かけたら迷わず

児童相談所
全国共通ダイヤル

☎189番

ご自身の出産や子育てで悩んでいる、困っている時も、一人で抱え込まずに、上記番号または「こども相談センター」へお気軽にご相談ください。

里親制度

現在、さまざまな事情により家庭で暮らせない子どもたちが全国に4万6000人います。子どもは家庭的な環境で育てられるのが望ましく、こうした子どもを、自分の家庭に迎え入れて育てる方を「里親」といいます。

里親には特別な方でないとなれない、ということはありません。受け入れが決定した後も、児童相談所では里親に対する研修や助言など支援を行います。

ぜひ里親にご登録いただき、家庭での子どもの養育をお願いします。

問合せ
北海道中央児童相談所
☎011･631･0301

自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金制度

母子家庭および父子家庭の親を対象に、ホームヘルパーなどの技能取得のために受講する講座や講習会の経費の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」と、さらに就職に有利とされる看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の技能を取得するための専門学校などの訓練期間中において、生活費の一部を給付する「高等職業訓練促進給付金」制度があります。資格取得を検討される方は「こども相談センター」にお問い合わせください。

問合せ■広聴・市民生活課　☎72・3191

毎年11/12～25（女性に対する暴力撤廃国際日）は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

昨年実施したDV（配偶者などからの暴力）に関する意識調査（H26 男女間における暴力に関する市民調査）の結果では、「平手で打つ」「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」という行為についてはほぼ7割以上が暴力にあたると認識しているのに対し、「何を言っても長期間無視し続ける」「交友関係や電話を細かく監視する」「大声でどなる」という行為を暴力と認識している人は半数以下でした。

しかし、こういった行為も精神的暴力であり、DVです。一人で悩まず、まずはご相談ください。

「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合

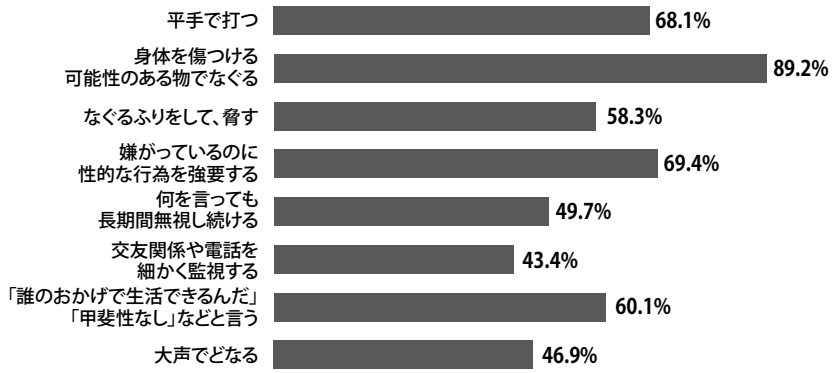

相談窓口

一人で悩まず、まずはご相談ください。

●**北海道立女性相談援助センター**
札幌市西区西野3・9・12・36
☎011・666・9955
※平日　9時～17時、17時30分～20時
土・日・祝日　9時～17時

●**広聴・市民生活課**
市役所1階17番窓口
☎72・3191
※平日　8時45分～17時15分

通報先

配偶者からの暴力（身体に対する暴力に限る）を受けている人を発見したら警察または上記の北海道立女性相談援助センターに通報してください。

パネル展

DVのほか、若い男女間で起こりやすいデートDVやストーカー行為などについて展示します。

期間　11/12（木）～24（火）
場所　市民図書館（花川北7・1）
問合せ　広聴・市民生活課　**☎72・3191**

男女共同参画ワークショップ「みんなでつくる石狩市の男女共同参画」

地域や社会でどのような男女共同参画の課題があるのかについて話し合います。　※この事業は公益財団法人北海道市町村振興協会の助成を受けて実施しています

基調講演　「多様な地域で進める男女共同参画」
対象　一般
日時　11/21（土）13時～16時
場所　りんくる（花川北6・1）
講師　日本医療大学　教授　林 美枝子氏
定員　50人　　**費用**　無料
申込方法　11/13（金）までに電話申込　※託児あり
申込・問合せ　広聴・市民生活課　**☎72・3191**

11/16（月）～22（日）　全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

職場におけるセクシャル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力など、女性の人権に関する悩み事や心配事について、法務局職員や人権擁護委員が電話相談時間を延長して対応し、解決に導きます。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

専用電話　ゼロナナゼロのハートライン **0570・070・810**

相談日時　11/16（月）～20（金）8時30分～19時
11/21（土）・22（日）10時～17時
問合せ　札幌法務局人権擁護部第二課　**☎011・709・2311**（内線2208）